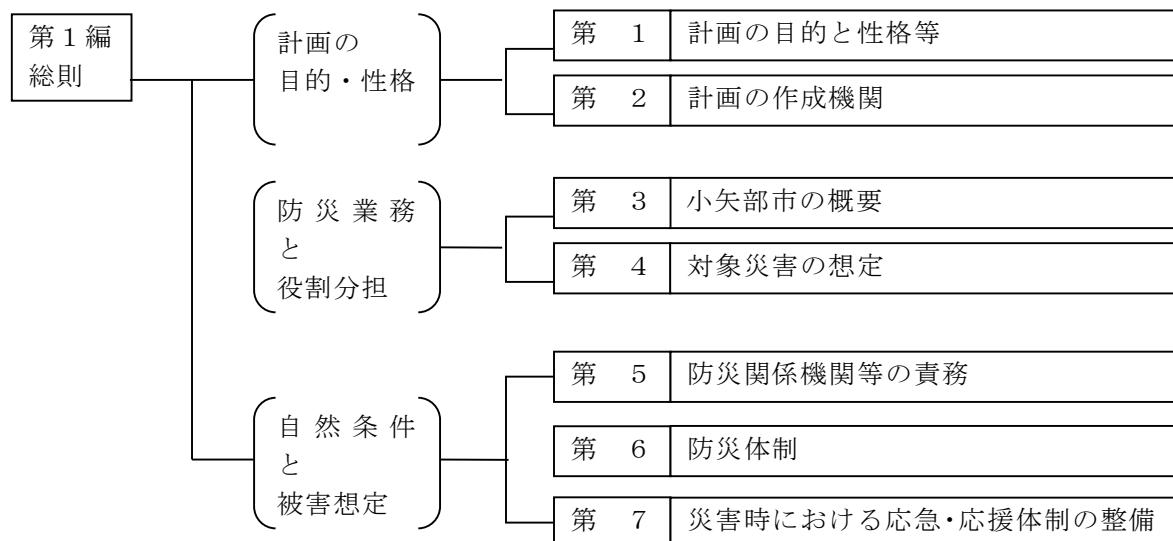


第1編 総則

本編では、計画の目的、性格、作成機関を明らかにし、本市を取り巻く活断層などの自然条件や過去の災害履歴等を背景として、地震が発生した場合の被害想定の概要を示した上で、本市をはじめ関係各機関等がそれぞれ果たすべき責務と役割を示す。

【計画の体系】



第1編 総 則

第1節 計画の目的と性格等	1
第2節 計画の作成機関	3
第3節 小矢部市の概要	4
第4節 対象災害の想定	5
第5節 防災関係機関等の責務	8
第6節 防災体制	15
第7節 災害時における応急・応援体制の整備	24

第1節 計画の目的と性格等

1 計画の目的

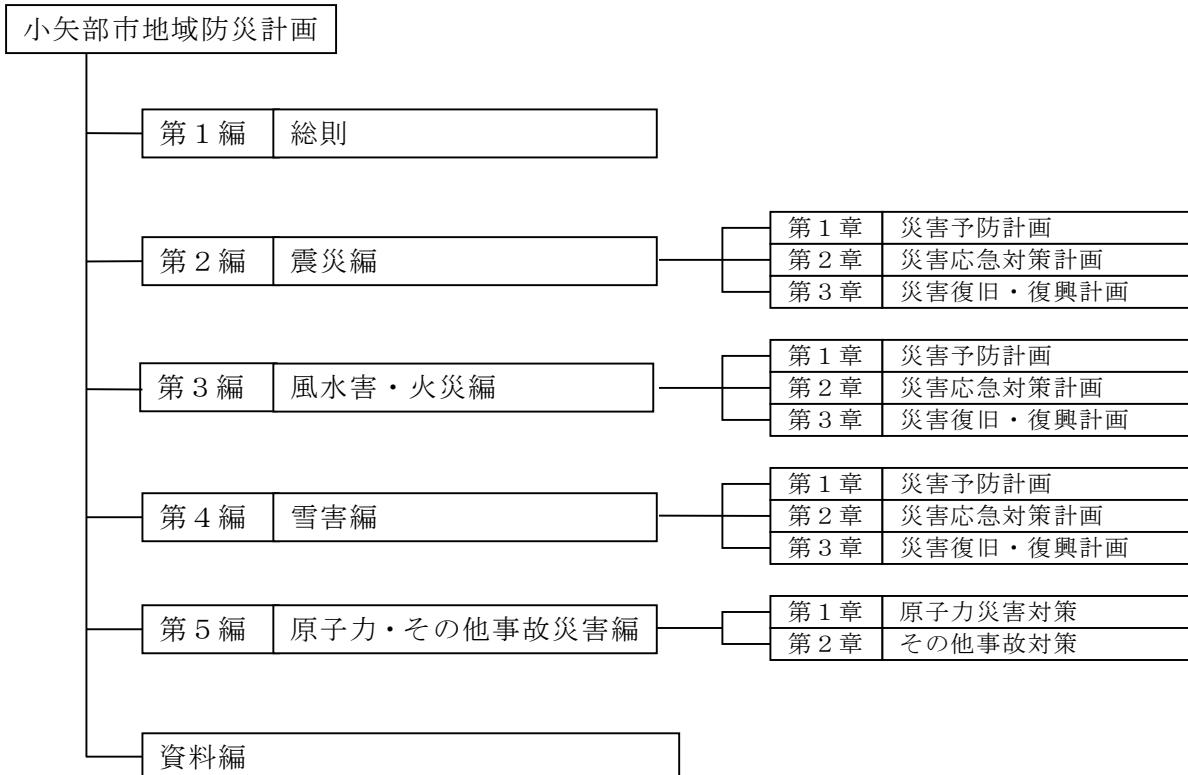
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条及び小矢部市防災基本条例の規定により、小矢部市防災会議が、小矢部市に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、計画策定にあたっては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えるものとする。

さらに、国の防災基本計画や法令等との整合を図り、市単独では対応困難な場合の支援に関する基本的な考え方を整理するとともに、多様性への配慮を行い、誰一人取り残さないよう努めるものとする。

2 計画の構成

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。



※災害予防計画：災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置についての基本的な計画

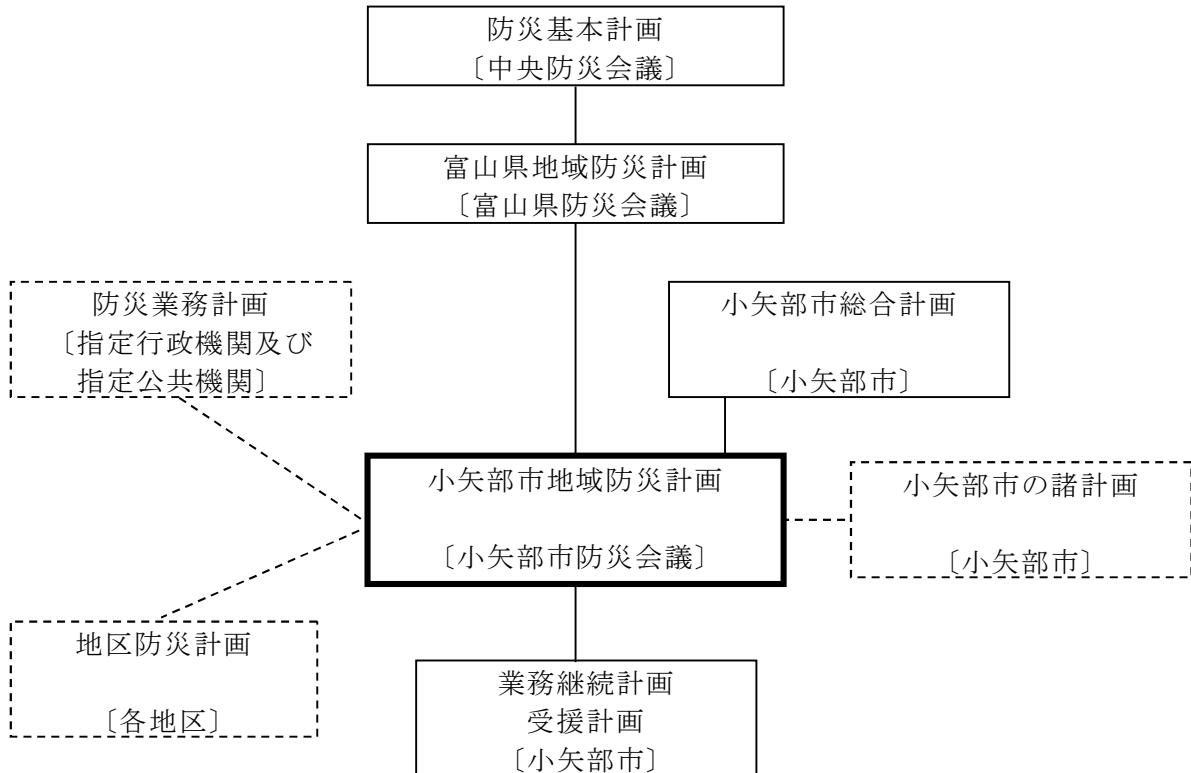
※災害応急対策計画：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被災者に対する応急的救助の措置についての基本的な計画

※災害復旧・復興計画：災害復旧の実施にあたっての基本的な方針

3 性格

この計画は、小矢部市域における各種防災対策を推進するうえでの基本となるものであり、指定行政機関及び指定公共機関が定める「防災業務計画」及び「富山県地域防災計画」と整合性を有するものである。

【他の防災計画等との関係】



【災害対策基本法（抜粋）】・・・資料編「15-1」

4 計画の修正

小矢部市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び富山県地域防災計画の修正に応じて、常に実状にあった計画にするため、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加えるとともに、必要があると認める場合にはパブリックコメントを経て（ただし、簡易な修正の場合はこの限りでない。）これを修正するものとする。

5 計画の周知・習熟

本計画の内容は、市職員、防災関係機関、各施設管理者に周知徹底するとともに、市民への広報が必要な事項は、広報おやべや自主防災組織等を通じて周知を図るものとする。

また、本計画は、平素から訓練、研修等により、内容の習熟度を高め、有事において的確な運用がなされるよう努めるものとする。

第2節 計画の作成機関

この計画は、小矢部市防災会議条例（昭和38年小矢部市条例第54号）の規定に基づき、小矢部市防災会議（会長：小矢部市長）が作成する。

1 小矢部市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、小矢部市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のために小矢部市防災会議を設置する。

（1）組織

小矢部市防災会議の組織は、小矢部市防災会議条例（昭和38年小矢部市条例第54号）の定めるところによる。

（2）所掌事務及び運営

小矢部市防災会議条例及び小矢部市防災会議運営規程（昭和41年小矢部市防災会議訓令第1号）の定めるところによるものとする。

【小矢部市防災会議条例】・・・資料編「14-1」
【小矢部市防災会議運営規程】・・・資料編「14-2」

第3節 小矢部市の概要

1 地形の概要

小矢部市は、富山県の西端に位置し、北は高岡市、東は砺波市、南は南砺市、西は石川県金沢市、津幡町に接し、南北に半円形をなした市域の面積は 134.07k m²である。

最大標高 346m の稻葉山をはじめとする丘陵山地に三方を囲まれ、平坦地は一級河川小矢部川が南から北北東に向かって市域を貫流し、砺波平野の北西部に位置する穀倉地帯である。

交通は、あいの風とやま鉄道（株）と北陸本線と国道 471 号が石動市街地を、北陸自動車道と国道 359 号が津沢市街地を通過し、国道 8 号が石動市街地北側を横断し、能越自動車道、東海北陸自動車道が市の東側を縦断している。さらに、各県道が市街地を中心に放射状に通じている。

(1) 小矢部市の位置、面積

方位	地名	経緯度	距離		面積 k m ²
			東西 km	南北 km	
極東	七 社	東經 136° 56' 26"			
極南	小森谷	北緯 136° 34' 57"			
極西	内 山	東經 136° 47' 09"	13.88	17.65	134.07
極北	久利須	北緯 136° 44' 24"			

(2) 地勢（標高別面積）

区分	総数	50m未満	50m～200m	200m～400m	400m
面積 (k m ²)	134.07	52.31	70.05	11.71	—
構成比 (%)	100.00	39.00	52.30	8.7	—

2 気 象

小矢部市の気象は、日本海側気候という気象条件に該当している。

本市における平均気温は、富山県西部の他の地域に比べ、最高・最低とも高く、富山県西部の地域のうちでは、比較的暖かい地域である。

年総降雨量は、県平均を下回り、比較的少ない。

市域の風は、夏期は北東の風が比較的多く、秋から冬にかけては北西又は西及び南西の風が多い。風速は、平均・最大とも県平均を下回り、風が弱い地域である。

3 小矢部市の過去の災害記録

【小矢部市の主な災害記録】・・・資料編「1－1」

4 地質

小矢部市域の地質は約 2,000 万年以来の長い地質時代の古地理的変化に応じて、主として海の中で堆積した地層で構成され、その後の変化で陸上にあらわれたものである。

なお、現在の地形状態は洪積世当初の石動断層で生じた造構運動と、それに伴う隆起運動で今日の丘陵性山地になったものであり、それが更に氷河期の海水位の変動によって侵食され、また堆積が行われていったものである。

したがって、砂礫層でできている平野部では地下水が比較的豊富であるのに比べて、山地はもちろん、台地でも地下水が得難い地質である。

【小矢部市周辺地質図】・・・資料編「1－2」

【砺波平野断層帶・呉羽山断層帶の評価】・・・資料編「1－4」

第4節 対象災害の想定

本計画では、小矢部市の地勢及び気象条件で発生が予想される様々な災害を想定し、各災害及び複合災害に対する災害予防及び応急対策に関する計画の強化を図るものとする。

1 地震災害の想定

富山県においては、近年における大規模な地震は少ないが、過去の災害記録をみると、天正13年(1585年)には木舟城が崩壊した地震をはじめ、安政5年(1858年)には多くの家屋倒壊等の被害があった安政の大地震などが発生している。とりわけ本市近辺では、石動北部から埴生にかけて石動断層が走っており、常に警戒が必要である。

本計画における地震災害の想定にあたっては、東日本大震災(2011年3月)の教訓を踏まえ、富山県による想定値を基本としつつ、さらに小矢部市の地域性に即する様々な可能性を考慮した最大クラスの地震規模想定を前提とする。

以上の考え方方に立って、本計画では以下の①、②、③の三通りの方法により推計されたそれぞれの被害予想量を対象別(建物全半壊、火災延焼、死者、負傷者、避難所避難者等)に比較し、このうち大きい値を被害想定値として用いるものとする。

- ① 砥波平野断層帯西部を震源とする阪神・淡路大震災級の直下型地震を想定した被害予想
- ② 呉羽山断層帯を震源とする直下型地震を想定した被害予想
- ③ 邑知渦断層帯を震源とする地震を想定した被害予想

以上の検討結果に基づき、小矢部市における地震被害を以下のように想定する。

[小矢部市における地震被害の想定]

被災の種別	被害予想(※)			本計画における被害想定
	① 砥波平野断層帯西部を震源とする地震被害	② 呉羽山断層帯を震源とする地震被害	③ 邑知渦断層帯を震源とする地震被害	
人的被害	死者	150人	1人	354人
	負傷者	1,189人	673人	1,664人
	避難所避難者	8,858人	5,580人	13,313人
物的被害	建物全壊	5,237棟	34棟	11,331棟
	建物半壊	7,048棟	10,239棟	5,488棟
	火災・延焼	41件	—	88件
	落下物	1,437件	—	6,289件
	ブロック塀等の倒壊	68件	104件	479件
	自動販売機の転倒	—	35件	—
その他	要救出場数	346現場	—	346現場
	避難所数	15~16箇所	—	15~16箇所

※被害予想については、調査手法が同一ではないことから、被害想定の対象項目について、一部一致していない箇所がある。

2 風害

本市地域での風害は、夏の終りから秋のはじめにかけて通過する台風によるものが多い。西日本から日本海へ抜ける南風は強く、山を越えた気流によってフェーン現象を誘発するので、空気は乾燥して、火災が起こりやすくなる。また、中部、関東地方を通過し北東の経路をとる台風は、暴風雨が強く家屋の損壊、樹木の倒伏及び農作物等に対する大きな被害となることが予想される。

特に、近年では、平成3年の台風19号の強風による34棟全半焼の大災、平成16年の台風23号による死者・負傷者の発生、多数の倒木の被害等が発生しており、風害に対しては、常に警戒を要する。

また、竜巻の発生に対しても注意を要する。

3 水害

小矢部市における水害は、過去の記録においては、ほぼ6月から9月に発生している。

今後も、梅雨期の長雨、梅雨明けの集中豪雨や台風期の大雨による河川の氾濫、田畠の浸水等の災害発生が十分に予想されるので注意が必要である。

(1) 融雪による水害

3～5月、山間部積雪地帯、特に南谷地区、北蟹谷地区において多いときには、1日に20cm以上の融雪となることも十分に予想され、そのために、河川の水位は予想以上に上昇し、降雨が重なると渋江川・子撫川等では、警戒水位を突破して洪水を招きやすく、警戒を要する。

(2) 梅雨による水害

梅雨期による水害は、台風期の水害とともに大規模な災害がたびたび発生している。梅雨前線による集中豪雨は、梅雨末期に起こることが多い。

梅雨期は、雨が多く河川の水位はかなり上昇しているので、市内西側中小河川では、上流で集中豪雨が降るとたちまち警戒水位を突破して洪水を招きやすい。

特に、梅雨前線による雨は、台風による雨と違って比較的長時間にわたって降ることが多く、警戒を要する。

(3) 局地的集中豪雨による水害

局地的な原因（地形、局部的な風の分布）により起こると考えられている集中豪雨は、豪雨の範囲が狭く、数km離れたところでは、雨量が中心地域の1割にもみたない場合もある。

特に、平成20年の南砺市での局所的集中豪雨による被害発生など、近年は、短時間に一部の地域に集中的に降る「ゲリラ豪雨」が発生するケースが多く、河川の上流地域の状況の把握も含めた対応策が必要となっている。

4 火災

火災の発生及び拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係をもっている。

一般に大火や林野火災は、日本海側においては春季に多く、特に気温の上昇と強い風をもたらすフェーン現象の起きた場合に大火となる例が多くあり、過去、戸波・東蟹谷地区や水島地区の散居村地域で広範囲にわたる大火が発生した例がある。

火災は、低温で火気使用率が高い冬季から春季にかけて多数発生する。出火原因についてみると、火災の多くは、火気取扱いの不注意や不始末からの出火によるものであり、そのほとんどは人為的ミスによるものが多い。大規模商店、宿泊施設等の場合には多数の被害者を出し社会的問題となることがあるので、防火管理や火気取扱いに十分に注意を払うとともに火災予防対策に万全を期す必要がある。

5 雪害

北陸地方の雪の降り方には、「山雪」と「里雪」の二つのタイプがあり、特に里雪の気圧配置は、全体として西高東低型であるが日本海東部に小低気圧のあることが多く、ここでは等圧線の間隔が広く気圧傾向がゆるやかになって、南にわん曲し、袋の形をしているのが特徴である。1日に 50~80 cmの降雪量を記録することもあり、砺波平野特有の散居村地域であるために、交通障害、農林業被害、通信の途絶など住民生活及び産業活動に大きな影響を与えるとともに家屋の倒壊などの被害が想定される。

6 急傾斜地等の崩壊等による土砂災害

本市の西側山間地には、急傾斜地等危険箇所が多数点在している。急傾斜地等の崩壊は、長雨や集中豪雨及び融雪時における土地の含水量の増大などに起因するほか大規模な地震によっても発生する。特に、集中豪雨における災害発生が多く、大規模災害の記録もあり、土砂災害の予防、応急対策に万全を期さなければならない。

7 農林災害

(1) 凍霜害

春又は秋に気温が急降下して起こる農作物の被害で春秋のころに大陸あるいは、オホーツク海方面から南下する寒冷高気圧におおわれ、よく晴れ上ったときに発生する場合が多い。凍霜害は、一般にひと朝かふた朝にかぎられ、その後は温暖となることが多いが、冷害とかさなると被害の度合いは一層大きくなる。

(2) ヒヨウ害

降ヒヨウのため受ける被害をいい、突発的でしかも短時間に大きな被害を受ける。被害地域は、局地的なことが多い。

ヒヨウ害をよく受ける農作物は、煙草、そ菜類、果樹類、麦類、稻でヒヨウの落下により損傷を受けるほか、その傷害が原因となって発育不全や病害の間接的被害を受けることとなる。

(3) 冷害

夏期に異常な低温が起こり農作物の作柄が極度に悪くなる災害をいう。

冷害は、オホーツク海高気圧や大陸高気圧が異常に強い年に起こる。また梅雨明けがおくれると気温が上がらず、冷害が起きることがある。

(4) 干害

夏に小笠原高気圧におおわれ低気圧や前線も通らず、晴天が続くときに発生することが多い。

特に山間地域においては、水源条件も悪く、一般に夏季には、20日以上引き続いて雨が降らないと干害が出はじめるといわれている。

(5) 長雨

6月、7月の梅雨期、3月から4月、9月中旬から10月中旬、しばしば前線が停滞して長雨をもたらす。これらの時期に集中豪雨があつたり、台風が襲来すると、甚大な被害を受けることがある。

長雨による農作物の被害としては、腐敗、穂発芽、開花、授精障害、赤カビ病などの病害等湿潤による障害が生じる。

第5節 防災関係機関等の責務

市及び防災関係機関並びに市民・事業所は、本計画に基づき次の災害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

1 防災関係機関等の責務

(1) 市

- ① 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の耐震性を強化する。
- ② 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への的確な情報を伝達するための防災行政無線などの伝達手段を計画的に整備する。
- ③ 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、ヘリコプターを活用するため場外離着陸場等を確保する。
- ④ 水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- ⑤ 住民の自主防災意識の向上を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備するなど自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、自助、共助についての住民意識向上に努める。
- ⑥ 「小矢部市災害時受援計画」を下位計画として位置づけ、受援本部設置、資源管理、受援訓練等の体制整備を行う。

(2) 防災関係機関

- ① 市民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐震化について計画的に整備する。
- ② 消火・救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊並びに公的医療関係機関は必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。
- ③ 報道機関は、津波予報を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。
- ④ 鉄道・バス等の輸送事業者は、施設の耐震性強化や資材等の整備拡充等災害対策の積極的推進に努める。

(3) 市民

- ① 自分の身は自分で守るという「自助」の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等を備蓄するなど、自ら災害に備えるための対策を講ずるものとする。避難所へ避難する際は、備蓄品を持ち出して避難するよう努めるものとする。
- ② 近隣住民や地域社会で相互に助け合うという「共助」の観点から、地域住民と相互に協力するとともに、地域で行う防災訓練等への参加に努めるものとする。避難所へ避難する際は、隣近所で声を掛け合い、必要に応じて避難の手助けを行うよう努める。
- ③ 市及び県が行う防災事業に協力し、市及び県が実施する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(4) 事業所・企業

- ① 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害時の被害を最小化するため最大の努力を払うものとする。
- ② 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、

予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

2 市及び防災関係機関の処理すべき防災事務及び業務の大綱

市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ地震防災に寄与するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけではなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このため、市民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 市

機関の名称	事務及び業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 小矢部市防災会議に係る事務に関すること。 2 災害対策の組織の整備に関すること。 3 災害対策関係物資（飲料水、食料、医薬品、生活必需品）・資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 4 災害予警報の情報伝達、避難の指示等に関すること。 5 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること。 6 被災状況の情報収集、伝達、広報・広聴及び調査に関すること。 7 被災者の救助及び救護に関すること。 8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること。 9 消防活動に関すること。 10 水防対策に関すること。 11 児童、生徒に対する防災・災害応急教育に関すること。 12 公共施設、ライフライン施設（上下水道）の応急復旧に関すること。 13 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 14 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。 15 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること。 16 災害復旧に関すること。 17 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。 18 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること。 19 防災知識の普及及び教育並びに訓練の実施に関すること。 20 要配慮者の避難支援に関すること。 21 防災関係機関・各種団体との連携に関すること。 22 業務継続体制及び受援体制の整備に関すること。

(2) 県

機関の名称	事務及び業務の大綱
富山県	<ol style="list-style-type: none"> 1 富山県防災会議に関すること。 2 災害対策の組織の整備に関すること。 3 災害予警報等の情報伝達に関すること。 4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 5 被災者の救援、救護に関すること。 6 自衛隊及び他都道府県等に対する応援要請に関すること。

	<p>7 災害時における交通規制及び輸送確保に関すること。</p> <p>8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。</p> <p>9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること。</p> <p>10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。</p> <p>11 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。</p> <p>12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること。</p> <p>13 災害時における犯罪の予防、取締り等社会の秩序維持に関するこ と。</p> <p>14 被災産業に対する融資等に関すること。</p> <p>15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること。</p>
高岡土木センター 小矢部土木事務所	<p>1 管内区域内の県が管理する公共土木施設の応急対策に関するこ と。</p> <p>2 管内区域内の県が管理する公共土木施設の被害調査並びに災害 復旧に関するこ</p>
砺波厚生センター (小矢部支所)	<p>1 災害時における医療機関との連絡に関するこ</p> <p>2 災害時の伝染病予防に関するこ</p> <p>3 環境衛生の保持に関するこ</p> <p>4 その他住民の保健衛生に関するこ</p>
子撫川統合ダム管 理事事務所	<p>1 ダム施設の応急対策に関するこ</p> <p>2 ダム放流警報に関するこ</p>
和田川水道管理所 子撫川支所	1 水道水の確保に関するこ
高岡農林振興セン ター	<p>1 農地及び農業用施設の災害対策に関するこ</p> <p>2 治山及び林道施設の災害対策に関するこ</p> <p>3 なだれ対策に関するこ</p>
小矢部警察署	<p>1 被災区域の警戒及び避難の指示、誘導に関するこ</p> <p>2 交通規制及び緊急交通路の確保に関するこ</p> <p>3 行方不明者の捜索その他災害警備に関するこ</p>

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務及び業務の大綱
農林水産省北陸農 政局富山農政事務 所	<p>1 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関するこ</p> <p>2 越冬用米穀の売却及び災害時における応急配給に関するこ</p>
国土交通省北陸地 方整備局富山河川 国道事務所（小矢部 出張所、高岡国道維 持出張所）	<p>1 管理河川の河川施設管理及び災害復旧等に関するこ</p> <p>2 小矢部川水防警報・洪水予報に関するこ</p> <p>3 一般国道の管理、維持修繕及び交通安全対策に関するこ</p> <p>4 除雪、防雪及び災害復旧事業に関するこ</p>
中部管区行政評価 局（富山行政監視行 政相談センター）	<p>1 被災者への生活支援情報の提供に関するこ</p> <p>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関するこ</p> <p>3 特別行政相談所の開設に関するこ</p>

(4) 自衛隊

機関の名称	事務及び業務の大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊	<p>1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関するこ</p>
陸上自衛隊第382施 設中隊	2 災害時における応急復旧活動に関するこ
海上自衛隊舞鶴地	

方総監部 航空自衛隊第6航空団	
--------------------	--

(5) 指定消防機関

機関の名称	事務及び業務の大綱
砺波地域消防組合 (小矢部消防署)	<p>1 出火の防止と初期消火の広報活動に関すること。</p> <p>2 火災の発生状況、被災状況の情報収集と防災関係機関等への連絡に関すること。</p> <p>3 被害状況に応じた消防活動対策の実施に関すること。</p> <p>4 避難路や避難地の確保に関すること。</p> <p>5 延焼阻止線の設定、住民の立入禁止、避難誘導に関すること。</p> <p>6 医療機関との連携による要救助者の救助、負傷者の安全な場所への搬送に関すること。</p> <p>7 重要施設及びその周辺区域に対する重点的消火活動に関するこ</p> <p>と。</p> <p>8 消防応援要請に関すること。</p>
消防団	<p>1 出火の防止と初期消火の広報活動に関すること。</p> <p>2 火災の発生状況、被災状況の情報収集と本部等への連絡に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 消火活動に関するこ</p> <p>と。</p> <p>4 要救助者の救助、安全な場所への搬送に関するこ</p> <p>と。</p> <p>5 住民の安全確保と緊急避難場所及び避難所の防護活動に関するこ</p> <p>と。</p>

(6) 指定公共機関

機関の名称	事務及び業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社、北陸地域鉄道部富山工務管理センター）	<p>1 電車、電力施設、信号保安施設並びに通信施設の保存及び管理に</p> <p>関すること。</p> <p>2 安全輸送の確保に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 災害対策用物資等の鉄道による緊急輸送の確保に関するこ</p> <p>と。</p> <p>4 西日本旅客鉄道株式会社施設の災害復旧工事の実施に関するこ</p> <p>と。</p>
あいの風とやま鉄道株式会社	<p>1 電車、停車場、電力施設、信号保安施設並びに通信施設の保存及</p> <p>び管理に</p> <p>関すること。</p> <p>2 安全輸送の確保に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 災害対策用物資等の鉄道による緊急輸送の確保に関するこ</p> <p>と。</p> <p>4 あいの風とやま鉄道株式会社施設の災害復旧工事の実施に関するこ</p> <p>と。</p>
西日本電信電話株式会社（富山支店）	<p>1 電気通信施設の整備及び防災管理に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 気象警報の伝達に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧に関するこ</p> <p>と。</p> <p>4 災害応急措置の実施に必要な通信の優先利用に関するこ</p> <p>と。</p>
北陸電力株式会社（となみ野営業所）	<p>1 電気供給施設の災害予防措置に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 電気供給施設の被害状況調査及び早期復旧に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 災害時における電力供給の確保に関するこ</p> <p>と。</p>
北陸電力送配電株式会社（となみ野配電センター）	<p>1 電気供給施設の災害予防措置に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 電気供給施設の被害状況調査及び早期復旧に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 災害時における電力供給の確保に関するこ</p> <p>と。</p>

株式会社エヌ・ティ・ティ ドコモ北陸	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 2 地震災害時における緊急通話の確保に関すること。
日本赤十字社富山県 支部	1 災害時における医療救護に関すること。 2 災害時の血液製剤の供給に関すること。 3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること。 4 災害時における炊出しや避難所奉仕等の協力に関すること。
中日本高速道路株式 会社（金沢支社）	1 北陸自動車道・東海北陸自動車道の維持管理と災害予防措置に関すること。 2 災害応急措置の実施と輸送路の確保に関すること。 3 防雪及び災害復旧事業の実施に関すること。
日本郵便株式会社 小矢部郵便局	1 災害時における郵便事業の運行に関すること。 2 災害救援無料小包等の郵便物に関すること。 3 義援金受付のための郵便振替口座開設に関すること。 4 賦金、保険の非常取扱い等に関すること。 5 災害復旧資金に関すること。

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	事務及び業務の大綱
小矢部市土地改良区	1 土地改良事業施設の維持管理に関すること。 2 災害復旧事業、湛水防除事業等各種防災事業の調査に関するこ と。
加越能バス株式会社	1 災害時における被災地との交通の確保に関すること。

(8) 公共的団体

機関の名称	事務及び業務の大綱
いなば農業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 農作物の需給調査に関すること。 3 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 4 被災農家に対する融資又は融資のあっせんに関するこ と。 5 農業生産資機材及び農家生活資材の確保とあっせんに関するこ と。 6 災害時における食糧及び物資の供給。
富山県西部森林組合	1 被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 被災組合員に対する融資又は融資のあっせんに関するこ と。
小矢部市商工会	1 被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 被災商工業者に対する融資又は融資のあっせんに関するこ と。 3 物価安定についての協力に関するこ と。 4 救助用物資、復旧資材の確保等に関するこ と。
北陸中央病院及び小 矢部市医師会	1 避難所の整備と避難等の訓練に関するこ と。 2 被災地の病人等の収容及び保護に関するこ と。 3 災害時における負傷者の医療救護及び助産救助に関するこ と。
小矢部市社会福祉協 議会、地区社会福祉 協議会、福祉施設經 営者、小矢部市赤十 字奉仕団及び小矢部 市青年会議所	1 被災者の救護、災害救護ボランティアの受入、その他災害時にお ける被災者の応急対策に関するこ と。 2 避難所の整備と避難等の訓練に関するこ と。 3 福祉避難所開設など、災害時における収容者保護に関するこ と。 4 災害時における炊出しや避難所ボランティア等の協力に関するこ と。
建設業協会等	1 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関するこ と。 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関するこ と。

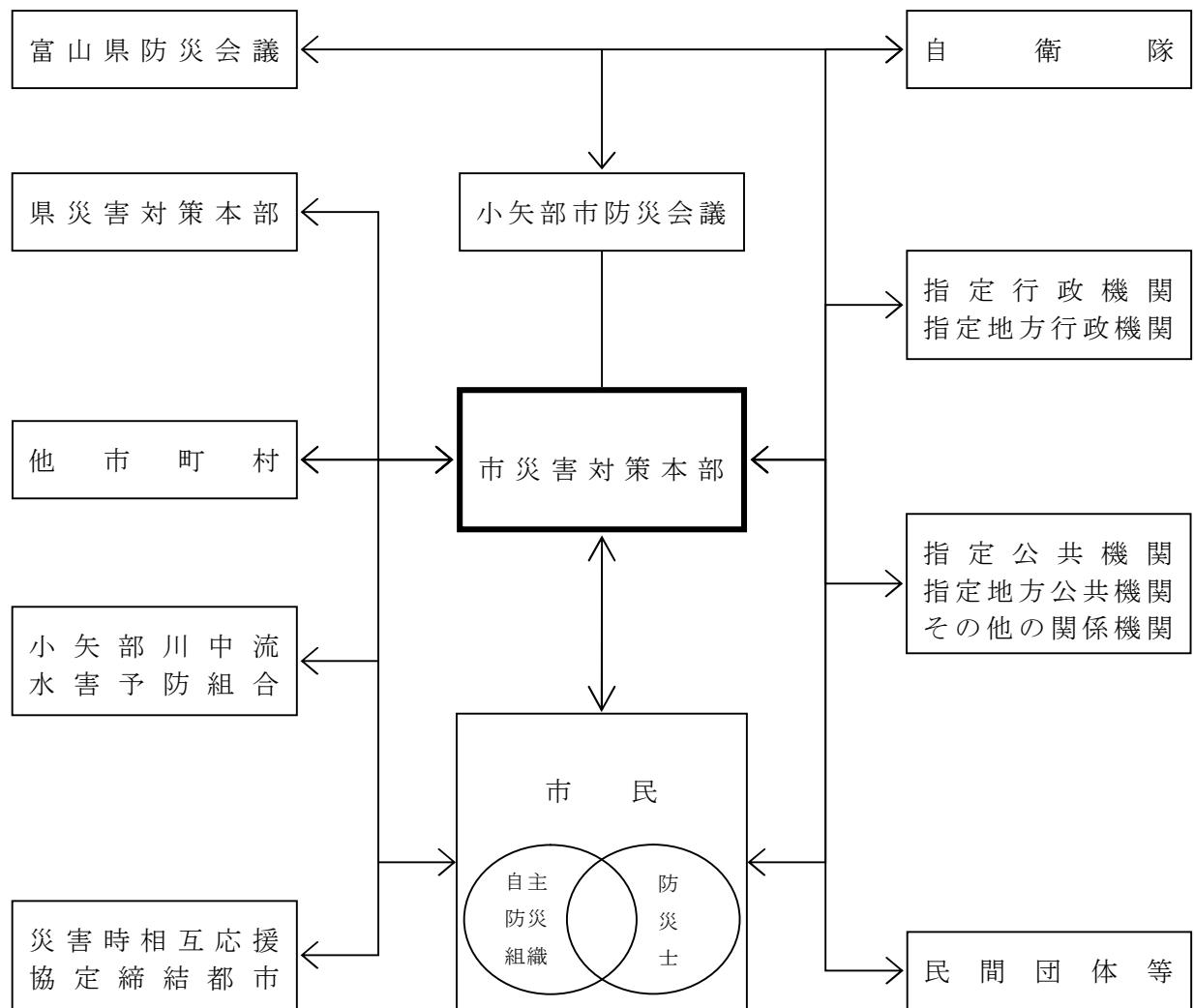
	3 災害時における緊急輸送の協力に関すること。
自動車運送事業所	1 災害時における緊急輸送の協力に関すること。
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
自主防災組織自治会、女性団体等	1 防災組織の普及及び防災訓練に関すること。 2 災害時における応急対策の協力に関すること。 3 災害・避難情報の伝達協力に関すること。 4 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 5 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。 6 被害状況調査・結果報告、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。

(9) 防災上重要な施設の管理者

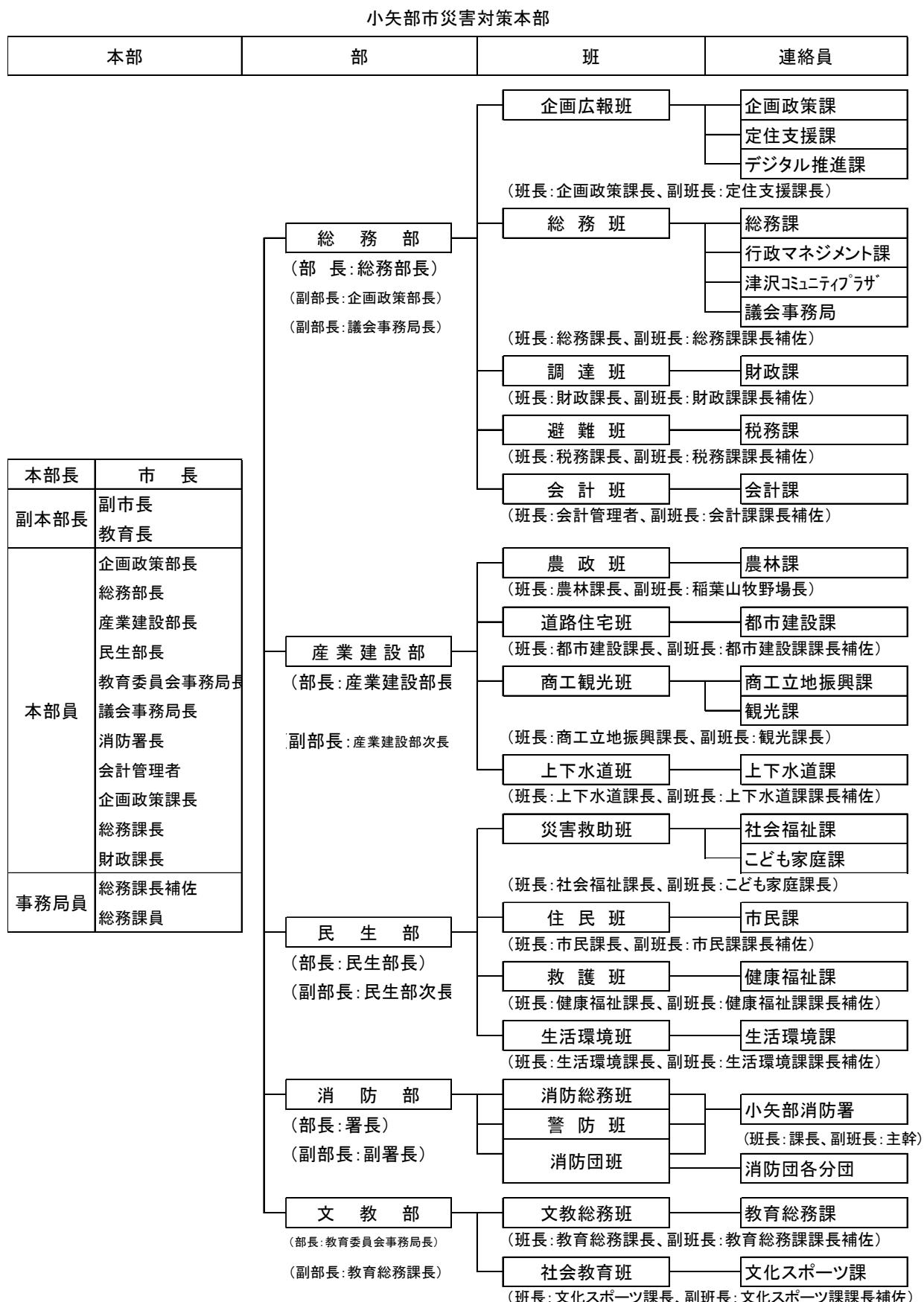
機関の名称	事務及び業務の大綱
防火対象物の管理者	1 避難所の整備と避難等の訓練の実施に関すること。 2 災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧実施に関すること。
危険物等施設の管理者	1 施設の整備等災害予防対策の実施に関すること。 2 災害時における危険物等の保安措置の実施に関すること。

第6節 防災体制

小矢部市の防災体制は、次のとおりである。



【小矢都市災害対策本部の組織図】



【小矢部市災害対策本部の分掌事務一覧】

部名	班名	所属名	分掌事務等
本部 (会議: 本部員 会議と いう)		市長 副市長 教育長	1 災害対策本部設置を決定する。 2 災害対策上の重要事項を決定する。 3 高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）発令、警戒区域設定を決定する。 4 県・他自治体・防災関係機関等への応援要請、自衛隊の出動要請を決定する。 5 災害救助法適用申請を決定する。 6 その他本計画に定める防災対策の必要事項を決定する。
総務部	企画広報班	企画政策課 定住支援課 デジタル推進課	1 本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の報道に関すること。 3 ラジオ・テレビ・新聞等の報道機関との連絡及び報道依頼等の相互協力に関すること。 4 災害写真・映像の撮影・収集・記録の作成及び提供依頼に関すること。 5 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ等による市民等への広報に関すること。 6 電力の復旧に関すること。 7 外国人の保護に関すること。 8 国・その他に関する要望陳情事項の取りまとめに関すること。 9 罷免証明書の発行に関すること。 10 報道対応・市民への広報の応援及び他の班の応援に関すること。 11 所管施設（サイクリングターミナル等）の被害調査及び連絡に関すること。 12 ケーブルテレビ施設の被害状況把握、放送体制確保、復旧に関すること。

部名	班名	所属名	分掌事務等
総務部	総務班	総務課 行政マネジメント課 津沢コミュニティプラザ 議会事務局	<p>1 災害対策本部の設置、運営の庶務に関すること。</p> <p>2 本部員会議の開催に関すること。</p> <p>3 災害対策全般の企画調整に関すること。</p> <p>4 防災会議の開催及び各委員へ連絡調整に関すること。</p> <p>5 災害情報の収集・とりまとめに関すること。</p> <p>6 災害情報等の県・警察・防災関係機関への報告に関すること。</p> <p>7 各部班の連絡調整に関すること。</p> <p>8 実際に使用する緊急避難場所及び避難所の選定</p> <p>9 福祉避難所の開設要請・移送・介助員確保等に関すること。</p> <p>10 自衛隊の出動要請の実施に関すること。</p> <p>11 防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>12 職員の動員招集に関すること。</p> <p>13 災害時における県・他市町村への応援要請の実施に関すること。</p> <p>14 ヘリコプターの要請・ヘリポートの確保に関すること。</p> <p>15 避難指示等発令、警戒区域設定の実施に関すること。</p> <p>16 民間団体等への協力要請に関すること。</p> <p>17 災害救助法適用申請の実施及び災害救助法に基づく救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。</p> <p>18 エルピーガスの復旧・安全対策に関すること。</p> <p>19 孤立集落へのヘリコプター出動に関すること。</p> <p>20 津沢コミュニティプラザの避難所開設・運営に関すること。</p> <p>21 各行政委員会との連絡に関すること。</p> <p>22 市議会との連絡に関すること。</p> <p>23 班員等の給食に関すること。</p> <p>24 職員の罹災給付に関すること。</p> <p>25 所管施設の被害調査、復旧に関すること。</p> <p>26 その他各班に属しないこと。</p>
	調達班	財政課	<p>1 災害対策に関する予算措置に関すること。</p> <p>2 車輌・燃料の調達及び配車に関すること。</p> <p>3 庁舎及び災害対策本部室の警備に関すること。</p> <p>4 緊急通行車両確認証明書の交付に関すること。</p> <p>5 緊急生活物資・学用品の調達（購入）に関すること（災害救助理、文教総務班と連携）。</p> <p>6 食品の調達予定先の指定</p> <p>7 食料・緊急生活物資等の輸送に関すること。</p> <p>8 庁舎、庁舎分室の被害調査・復旧に関すること。</p> <p>9 市有財産の被害調査の取りまとめ、保険申請に関すること。</p>
	避難班	税務課	<p>1 避難所の開設に関すること。</p> <p>2 避難所の運営に関する事（食料の必要量把握・配布を含む）。</p> <p>3 避難者名簿の作成に関する事。</p> <p>4 福祉避難所への移送が必要な要配慮者の把握及び本部への連絡に関する事。</p> <p>5 災害に伴う市税の減免に関する事。</p>
	会計班	会計課	<p>1 災害救助その他災害時における必要な経費の緊急支出に関する事。</p> <p>2 義援金品の出納保管に関する事。</p>

部名	班名	所属名	分掌事務等
産業建設部	農政班	農林課 稻葉山牧野	<p>1 食料の確保・調達に関すること。</p> <p>2 農地の被害状況調査と情報の収集に関すること。</p> <p>3 農・林・畜産業団体との連絡調整に関すること。</p> <p>4 農林金融に関すること。</p> <p>5 農作物・林産物の種苗確保及び生産資材の緊急あっせんに関すること。</p> <p>6 家畜・家禽の逃走・伝染病予防・処理等の対策に関すること。</p> <p>7 家畜飼料の確保に関すること。</p> <p>8 農業水利等の農業施設、林道等の林業施設、畜産施設等の応急復旧に関すること。</p> <p>9 農作物・林産物の病害虫発生防止等に関すること。</p> <p>10 土砂災害警戒区域の監視、山崩れ、崖崩れ等の予防応急対策に関すること。</p> <p>11 雪崩対策及び雪崩の危害防止に関すること。</p> <p>12 その他農林畜産業災害対策に関すること。</p> <p>13 所管施設（稻葉山牧野、農村環境改善センター等）の被害調査・復旧に関すること。</p>
	道路住宅班	都市建設課	<p>1 道路・橋梁・河川等の被害状況把握に関すること。</p> <p>2 道路・橋梁・河川等の応急復旧に関すること。</p> <p>3 交通規制等による道路・街路交通の確保に関すること。</p> <p>4 道路障害物の除去に関すること。</p> <p>5 水位情報等の水防情報の収集と水害対策に関すること。</p> <p>6 河川の巡視、水防団体との連絡及び水防活動の応援に関すること。</p> <p>7 小矢部川中流水害予防組合との連絡調整に関すること。</p> <p>8 土砂災害警戒区域の監視に関すること。</p> <p>9 災害対策用資材の調達に関すること。</p> <p>10 国・県・防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>11 土木建設業者との連絡及び協力要請に関すること。</p> <p>12 建設機械格納庫の被害調査・復旧に関すること。</p> <p>13 市内建築物の被害調査に関すること。</p> <p>14 市内建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>15 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。</p> <p>16 市有建物及び一般住宅の応急修理、建築相談所開設に関すること。</p> <p>17 建築関係業者への協力依頼に関すること。</p> <p>18 所管施設（公営住宅等、公園等）の安否調査、被害調査・復旧に関すること。</p> <p>19 市営住宅・県営住宅・雇用促進住宅・民間アパートの斡旋に関すること。</p> <p>20 住宅に関する特別融資に関すること。</p>

部名	班名	所属名	分掌事務等
産業建設部	商工観光班	商工観光課	1 市内商店等商業施設、工場、事業所の被害調査 2 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。 3 報道対応・市民への広報の応援及び他の班の応援に関すること。 4 商工業関係資材の緊急輸送手配の総括に関すること。 5 災害応急対策労働者の雇用・受入体制整備に関すること。 6 その他商工関係の災害対策に関すること。 7 観光施設、旅館等宿泊施設などの被害状況調査に関すること。 8 観光客の被害状況把握に関すること。 9 所管施設（道の駅等）の被害調査・復旧に関すること。 10 その他観光関係の災害対策に関すること。
	上下水道班(下水)	上下水道課	1 公共下水道、雨水、汚水及び流域下水道施設の被害状況把握及び応急修理に関すること。 2 下水道災害復旧用資材の調達に関すること。 3 下水施設状況の市民への広報に関すること（企画広報班と連携）。
	上下水道班(上水)	上下水道課	1 水道施設の被害状況把握及び応急修理に関すること。 2 避難所・被災地区の飲料水等の確保、給水の実施に関すること。 3 水道災害復旧用資材の調達に関すること。 4 給水活動の広域応援の要請に関すること。 5 給水状況の市民への広報に関すること（企画広報班と連携）。
民生部	住民班	市民課	1 戸籍事務等の継続に関すること。 2 埋火葬の証明（埋・火葬許可証の発行）に関すること。 3 被災者に対する国民年金保険料の免除事務に関すること。 4 被害者に対する国民健康保険の給付の特別措置に関すること。 5 年金事務所との連絡調整に関すること。

部名	班名	所属名	分掌事務等
民生部	生活環境班	生活環境課	<p>1 災害時の市民相談に関すること。</p> <p>2 避難指示等発令、警戒区域設定の自主防災組織・自治会等への伝達に関すること。</p> <p>3 自主防災組織・自治会からの災害情報の把握</p> <p>4 自主防災組織・自治会等からの住民の安否確認情報の把握</p> <p>5 孤立集落の自治会等との通信・連絡に関すること。</p> <p>6 環境衛生施設（し尿処理施設、不燃物処理場等）の被害状況調査及び復旧に関すること。</p> <p>7 県厚生センターとの連絡調整</p> <p>8 被災地・避難所等の衛生状況の把握及び防疫活動（消毒作業等）の実施に関すること。</p> <p>9 ゴミの収集・運搬・処分・一時集積・中間処理等の非常処理に関すること。</p> <p>10 仮設トイレの調達等による「し尿」の非常処理に関するこ</p> <p>11 生活ごみ・粗大ごみ廃棄、汚物処理等の市民への広報に関するこ（企画広報班と連携）。</p> <p>12 遺体の処理（遺体の洗浄・一時保管・収容）、遺体の火葬、身元不明遺体の調査（警察と連携）に関するこ。</p> <p>13 県厚生センターへの食品衛生管理の依頼</p> <p>14 放浪犬、家庭動物等の保護</p> <p>15 所管施設（環境センター、小矢部市斎場、不燃物処理場等）の被害調査・復旧に関するこ。</p>
	救護班	健康福祉課	<p>1 医療救護所の設置並びに応急措置に関するこ。</p> <p>2 県厚生センターとの連絡調整</p> <p>3 災害時における医療機関との連絡調整に関するこ。</p> <p>4 災害対策用衛生材料及び医薬品の確保に関するこ。</p> <p>5 要配慮者（高齢者等）の避難誘導、保護、安否確認等に関するこ。</p> <p>6 高齢福祉推進員との連絡調整、協力依頼に関するこ。</p> <p>7 避難所・被災地での被災者の心のケア（臨時相談会実施など）に関するこ。</p> <p>8 感染症対策（患者の隔離・移送等）の実施</p> <p>9 遺体の処理（検案）に関するこ。</p> <p>10 所管施設及び関連福祉施設（清楽園、ほっとはうす千羽、ケアハウスおやべ、精神障害者相談・活動施設・各グループホーム等）の安否調査、被害調査・復旧支援に関するこ。</p>

部名	班名	所属名	分掌事務等
民生部	災害救助班	社会福祉課 こども家庭課	<p>1 被災者台帳の作成に関すること。</p> <p>2 要配慮者（障害者等）の避難誘導、保護、安否確認等に関すること。</p> <p>3 民生委員児童委員、市・地区社会福祉協議会との連絡調整、協力依頼に関すること。</p> <p>4 生活必需品等救助用物資の調達並びに配分の総合調整に関すること。</p> <p>5 被災者に対する生活保護及び法外援助に関すること。</p> <p>6 応急仮設住宅入居者及び住宅応急修理対象者の選定に関すること。</p> <p>7 ボランティアの受け入れに関すること（社会福祉協議会と連携）。</p> <p>8 赤十字奉仕団等民間団体への協力要請に関すること。</p> <p>9 住宅内の障害物の除去の支援</p> <p>10 児童福祉施設等（公立保育所 2 か所・公立こども園 3 か所・私立こども園 3 か所）・放課後児童クラブの安否調査、被害調査・復旧（支援）に関すること。</p> <p>11 義援金品の募集・保管・配分</p> <p>12 関連福祉施設（渓明園、障害者活動施設・グループホーム等）の安否確認、被害調査・復旧支援に関すること。</p>
文教部	文教総務班	教育総務課	<p>1 教育施設（小・中学校等）の安否確認、被害調査、復旧に関すること。</p> <p>2 児童生徒の安全な帰宅又は避難所への移動に関すること。</p> <p>3 県教育委員会との連絡調整に関すること。</p> <p>4 教職員の動員に関すること。</p> <p>5 被災教職員の措置に関すること。</p> <p>6 避難所となっている教育施設の利用調整（避難班と連携）</p> <p>7 応急教育の実施（授業場所・教員・教科書等の確保）に関すること。</p> <p>8 罹災児童生徒への教科書・学用品等の支給に関すること。</p> <p>9 学校給食の継続及び健康管理、心のケアに関すること。</p> <p>10 罹災児童生徒の育英奨学に関すること。</p> <p>11 保護者の教育相談窓口の設置に関すること。</p> <p>12 スクールバスの安全運行、通学路の安全確保に関すること。</p> <p>13 その他所管施設（教育センター、学校給食センター等）の被害調査・復旧に関すること。</p>

部名	班名	所属名	分掌事務等
文教部	社会教育班	文化スポーツ課	1 避難所となっている公民館等の被災状況調査、復旧に關すること及び当該館長への避難所開設の連絡に關すること。 2 避難所となっている上記施設の管理者への連絡に關すること。 3 文化財の被害調査・保全に關すること。 4 その他所管施設(クロスランドおやべ、市民交流プラザ、市民図書館等)の被害調査、復旧に關すること。 5 その他所管文化施設(小矢部市大谷博物館、ふるさと歴史館、桜町 JOMON パーク、出土木製品管理センター等)の被害調査・復旧に關すること。 6 避難所となっている各スポーツセンター等の被災状況調査、復旧に關すること及び当該施設管理者への避難所開設の連絡に關すること。 7 その他所管体育施設(運動公園、武道館、屋内スポーツセンター等)の被害調査、復旧に關すること。
消防部	消防総務班	小矢部消防署	1 消防における地震情報の接受及び通報並びに広報活動に關すること。 2 災害現場に出動した消防隊との連絡に關すること。 3 関係機関との連絡及び招集動員の実施に關すること。 4 消防隊員の給食、物資の調達及び配分に關すること。 5 市町村消防相互応援に關すること。 6 消防用資機材の調達配分に關すること。
	警防班	小矢部消防署	1 消防隊の出動に關すること。 2 水火災等の災害現場活動及び災害救助活動に關すること。 3 救急業務に關すること。 4 地震情報等の広報伝達及び非常配備に關すること。 5 災害復旧及び応急措置に關すること。 6 災害情報の収集報告に關すること。 7 消防における避難立ち退き指示及び誘導に關すること。 8 遺体の捜索に關すること。
	消防団班	小矢部消防署	1 消防団活動の全般に關すること。 2 消防署、津沢出張所の被害・復旧に關すること。
連絡員			本部と所属班との連絡にあたる。

※災害発生初期においては、各班の所掌事務にかかわらず人命救助を優先するものとし、総力をあげて、人命救助の体制をとるものとする。

※各班の共通の所掌事務は次のとおりとする。

- 1 災害関係情報の収集に關すること。
- 2 被害状況の調査に關すること。
- 3 BCP 発動に合わせた優先業務の確認及び優先業務以外の休止に關すること。
- 4 国・県各機関への被害状況等報告、通報に關すること。

第7節 災害時における応急・応援体制の整備

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。这样的なことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 富山県・県内他市町村との協力体制の整備

災害時に、富山県、県内他市町村との連携により、災害対応できる体制の整備を行う。富山県が主導する「チームとやま」構想に従い、富山県、県内他市町村との協定を締結し、平時からの情報共有、訓練実施に努め、災害に備えて万全を期する。

2 自治体間の広域応援体制の整備

地震等の大規模な災害が発生し大きな被害となった場合、広範多岐にわたる迅速な応急復旧対策が必要となるため、一つの自治体だけの対応では限界があり、他の都市の応援を求めなければならない事態が十分予想される。

このため、平常時にあらかじめ災害時相互応援協定を締結し、災害に備えて万全を期する。また、協定締結先と定期的に連絡を取り合い、担当者の確認や連絡訓練の実施など、協定が実効性のあるものになるよう努める。

【災害時相互応援協定を締結した自治体】・・・資料編「13-1」

3 民間団体との応急対策業務等の協力体制の整備

地震等の大規模な災害が発生し大きな被害となった場合、広範多岐にわたる迅速な応急復旧対策が必要となるため、行政だけの対応では限界があり、民間団体等の協力を求めなければならない事態が十分予想されるため、積極的に民間団体等の協力を得られるよう体制を整備すべきである。

このため、平常時にあらかじめ災害時における応急対策業務等に関する協定を締結する。定期的に協定先を点検し、不足する分野がないかを常に確認し、不足する分野については市から積極的に協定先を探すよう努める。

また、協定締結先と定期的に連絡を取り合い、担当者の確認や対象となる業務・物資等の確認を行うとともに、どのフェーズで協力を要請すべきかの協議や連絡訓練の実施など、協定が実効性のあるものになるよう努める。

【災害時における応急対策業務等に関する協定を締結した団体等】・・・資料編「13-2」

4 災害時における避難所の協力体制の整備

公共施設を利用した避難所だけでは、高齢者、障害者等への対応が不十分な場合が想定されることから、予め各関係施設と「福祉避難所」の協定を締結する。また、協定締結先と定期的に連絡を取り合い、担当者の確認や連絡訓練の実施など、協定が実効性のあるものになるよう努める。

【福祉避難所協定施設】・・・資料編「13-3」

5 住民等の避難誘導体制の整備

避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。